

# Weekly Report

第590日号  
令和3年2月22日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## 緊急事態宣言の影響を受けた事業者の一時金

本年1月に発令された緊急事態宣言による飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が大幅に減少した中小法人・個人事業者等に対して「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付が実施されます(申請は3月初旬開始予定)。

### ◆一時支援金の概要

◎給付対象者……①緊急事態宣言の対象地域(以下、宣言地域)において時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある、又は②宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響を受けた中小法人・個人事業者等で、本年1～3月のいずれかの月の売上が前年比又は前々年比で50%以上減少している場合が対象となります(要件を満たす事業者であれば業種や所在地を問わず対象)。

◎給付額……法人は60万円、個人事業者等は30万円を上限として、【前年又は前々年の1～3月の合計売上－本年の対象月(50%以上減少の月)

の売上×3】で算出した金額となります。

◎事前確認・申請手続……申請予定の事業者は申請前に、事務局が募集・指定した登録確認機関による事前確認(必要書類の有無や宣誓内容に関する質疑応答等)を受けた上で、申請用のWEBページからオンラインで申請します。なお、今月中に登録確認機関での確認受付を開始し、3月初旬に申請受付を開始する予定です。

◎必要書類……令和元年及び2年の確定申告書、令和3年の対象月の売上台帳、通帳の写し等が申請に必要となる予定です。また、申請時の提出は不要ですが、飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を示す証拠書類の保存が必要となります。

## 雇調金特例措置に関する今後の取扱い

雇用調整助成金の特例措置は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置(日額上限1万5千円、中小企業や一定の大企業の助成率を最大10/10)を継続することになっており、現時点では4月末まで継続される予定です。

その後は、雇用情勢が大きく悪化しない限り段階的に縮減され、宣言解除月の翌々月から2カ月間(現時点では5～6月)における原則的な措置は、助成額の日額上限を1人あたり13500円、中小企業の助成率を最大9/10などに縮減するとともに、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業に対する特例(上限1万5千円、最大10/10)が設けられます。

## 提出した確定申告書等に誤りがあった場合

提出した確定申告書等の内容に誤りがあった場合に、申告期限内(令和3年4月15日)であれば最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を期限内に再提出します。

期限後に誤りに気づき、納付する税額を多く申告していた場合は「更生の請求」を行うことで納め過ぎの税金が還付されます。また、納付する税額を少なく申告していた場合は「修正申告」を行い、不足分の税額を延滞税と併せて納付します。